

令和6年度から補助内容を新設・拡充しました！ 岩美町震災に強いまちづくり促進事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅は、十分な耐震性能を満たしていない可能性が高く、大規模地震が発生した場合、大きな被害が発生しています。

安心・安全なまちづくりを目指し、今年度から一部事業の補助上限の増額、新規補助メニューの追加を行いましたので、ぜひご利用ください。

区分	補助額	条件
耐震診断	全額補助	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 ・延床面積 220 m ² 以下
	補助率:2/3 上限 75 千円	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
改修設計	補助率:1/2 上限 160 千円	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
耐震改修	補助率:4/5 上限 1,200 千円	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
居室単位改修	補助率:4/5 上限 1,000 千円	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
耐震シェルター	補助率:23% 上限 837 千円	・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
	補助率:4/5 上限 800 千円	・高齢者、障がい者又は要介護者のみが居住する世帯
耐震ベッド設置	補助率:4/5 上限 500 千円	・高齢者、障がい者又は要介護者のみが居住する世帯
ブロック塀除却	補助率:2/3 上限 300 千円	・避難路に面しており、ひび、傾き等があるもの ・基礎も含めて除却する場合は、増額あり
フェンス等改修	補助率:1/3 上限 200 千円	・ブロック塀の除却と併せ、軽量なフェンス等を設置するもの
感震ブレーカー	補助率:1/2 上限 2 千円	・感震ブレーカーの購入及び設置費を補助 ・1 住宅 1 個まで、1 世帯 1 回限り

※赤字は令和6年度から補助上限引上げ又は新設された補助メニューです。

【お問い合わせ先】

岩美町役場 総務課 地域防災係

電話:0857-73-1411

FAX:0857-73-1569

E-mail:tiikibousai@iwami.gr.jp